平成２８年（フ）第７２９号
東京都国立市東２丁目６番地の６フジノビル４Ｆ、破産申立時の住所東京都国立市西１丁目８番地の56ＲＩＳⅢ203
破産者　冨士野律子
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７３０号
東京都国立市東２丁目６番地の６フジノビル４Ｆ、破産申立時の住所東京都国立市西１丁目８番地の56ＲＩＳⅢ203
破産者　冨士野　隆
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８８８号
東京都小平市小川町２丁目1133番地クリサンセ・マム102号
破産者　野口　裕樹
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２２９号
金沢市湯涌荒屋町67番地１
破産者　有限会社戸田屋
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９８号
静岡県駿東郡清水町卸団地235番地
破産者　有限会社ミヤ二
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
愛知県江南市島宮町水堀131番地の１
破産者　江南電器有限会社
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２３号
三重県津市河芸町浜田860番地　ケアハウスグリーンヒルかわげ505、開始決定時の住所三重県鈴鹿市御薗町2325番地
破産者　市川ジェムこと　市川　元久
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４８号
三重県鈴鹿市深溝町2898番地の１
破産者　中央集合住宅工事株式会社
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２８号
三重県鈴鹿市三宅町2487番地の１
破産者　間柄　俊高
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２１１号
三重県いなべ市大安町大井田1319番地
破産者　有限会社鈴木製作所
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２１２号
三重県四日市市久保田１丁目１番30―402号ダイアパレス四日市久保田、開始決定時及び住民票上の住所三重県いなべ市大安町大井田2098番地６
破産者　鈴木　幸孝
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
三重県四日市市山城町919番地　フォーブル東山105
破産者　高田　淳史
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第５０１号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目36番12号
破産者　共栄建設株式会社
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７１号
愛媛県松山市下伊台町489番地51
破産者　株式会社ビジネスソース
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９２号
北九州市八幡東区尾倉３丁目４番36号（104）
破産者　枝光　香奈
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１７５７号
札幌市中央区北５条西14丁目１番38号
破産者　株式会社タナカ
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６８号
名古屋市東区大幸４丁目14番20号
破産者　山田コンクリート工業株式会社
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７８号
大阪府豊中市山ノ上町18番15号
破産者　株式会社Ｉ・Ｓ・Ｋ
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９６６号
大阪市中央区南船場３丁目２番22号
破産者　株式会社Ａｇａｉｎ
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１号
大阪市福島区野田１丁目１番86号
破産者　株式会社牡丹忠商店
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７３号
大阪府茨木市宮島１丁目１番１号
破産者　株式会社北部東促
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部